

平成28年度基金シート (環境省)

基金の名称	債務保証基金	担当部局	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部				
基金事業の名称	債務保証事業	担当課室	産業廃棄物課				
基金の造成法人等の名称	(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団	作成責任者	産業廃棄物課長 中尾 豊				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第17条の1~4及び第19条	関係する計画・通知等					
事業の目的	産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を行う産業廃棄物処分業者等に必要資金の借入に対する債務保証を行う。						
事業概要 (5行程度。別添可)	(1) <input type="checkbox"/> 取崩し型 <input type="checkbox"/> 回転型 <input checked="" type="checkbox"/> 保有型 <input type="checkbox"/> 運用型 <input type="checkbox"/> その他 (2) <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> 債務保証 <input type="checkbox"/> 利子助成・補給 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 補てん <input type="checkbox"/> 出資 <input type="checkbox"/> 調査等 <input type="checkbox"/> その他 産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理施設整備事業に必要な資金の借入を行うにあたり、信用補完を目的として借入額の2分の1または500百万円の何れか低い金額を上限に債務保証を行うもの。						
基金の造成の経緯①	基金造成年度	平成4年度	当初・補正・予備費 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	100	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物処理事業 振興対策費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯②	追加年度	平成5年度	当初・補正・予備費 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	200	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物処理事業 振興対策費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯③	追加年度	平成6年度	当初・補正・予備費 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	200	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物処理事業 振興対策費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯④	追加年度	平成7年度	当初・補正・予備費 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	200	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物処理事業 振興対策費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯⑤	追加年度	平成8年度	当初・補正・予備費 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	200	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物処理事業 振興対策費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯⑥	追加年度	平成9年度	当初・補正・予備費 会計区分	当初 一般会計	国費額 (単位:百万円)	100	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物処理事業 振興対策費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯⑦	追加年度	平成11年度	当初・補正・予備費 会計区分	補正 一般会計	国費額 (単位:百万円)	700	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物適正処理 推進費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
基金の造成の経緯⑧	追加年度	平成13年度	当初・補正・予備費 会計区分	補正 一般会計	国費額 (単位:百万円)	1,200	
	資金交付の形態	直接交付	原資となった資金の名称	産業廃棄物適正処理 推進費補助金	補助金適正化法 適用の有無	有	
国庫返納の経緯①	年度	-				国庫返納額 (単位:百万円)	
	理由	-					

終了予定時期	【基金事業の終了予定時期】法律を受けて実施されている事業であって、事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業に該当するため、当該事業については終了時期を設定していない。 【基金事業の新規申請受付終了時期】上記と同様の理由により、新規申請の受付終了時期を設定していない。										
過去に実施した見直しの概要	・債務保証基金の保証金額の合計額の最高限度を「積立金の合計額の8倍に相当する金額」から「積立金の合計額の5倍に相当する金額」に改めた。 ・債務保証に係る資金の種類に、「使用済小型電気機器等の再資源化の促進に関する法律」第10条第3項に規定する認定事業者が同法第10条第2項に規定する再資源化事業計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の項目を加えた。										
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	目標最終年度	
	債務保証額の実績を、直近5年間の平均値と同程度とする。	債務保証額の実績	成果実績	百万円	200	0	100				
			目標値	百万円	200	200	200	200	200		
			達成度	%	100	0	50				
成果目標の達成度の評価	これまで概ね100%の達成度を維持してきたが、26年度は0%、27年度は50%となり達成できなかった。 この原因は以下のとおり。 ・債務保証(保証額245百万円)を決定した事業のうち100百万円について、実行予定が27年2月から同年11月にずれ込んだ(残り145百万円については29年度実行予定。) ・債務保証(保証額100百万円)を決定した事業について、実行予定が当初27年3月だったところ、28年3月にずれ込み、さらに29年3月に延期した。										
【参考】レビューシートにおける成果目標及び成果実績 (アウトカム)	作成年度	-	事業名	-	事業番号			-			
	成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	目標最終年度	
	-	-	成果実績	-	-	-	-				
			目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度見込み			
	債務保証に関する相談件数/相談された金額合計			活動実績	件/百万円	58/17,400	54/15,120	45/11,800			
				当初見込み	件/百万円	60/18,000	60/18,000	60/18,000	40/12,000		
収入・支出等 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度見込み						
	前年度末基金残高(a)	3,501	3,154	3,516	3,614						
	収入	国からの資金交付額	-	-	-	-					
		運用収入	48	60	26	39					
		(うち国費相当額)	(36)	(46)	(20)	(30)					
		保証料収入	14	19	12	12					
		(うち国費相当額)	(-)	(-)	(-)	(-)					
		社債評価損益	△ 346	362	98	-					
	合計(b)	△ 284	441	136	51						
	支出	事業費	54	68	32	43					
		管理費	9	11	6	8					
		合計(c)	63	79	38	51					
	国庫返納額(d)	-	-	-	-						
	当年度末基金残高(a+b-c-d)	3,154	3,516	3,614	3,614						
(うち国費相当額)	(2,397)	(2,672)	(2,746)	(2,746)							

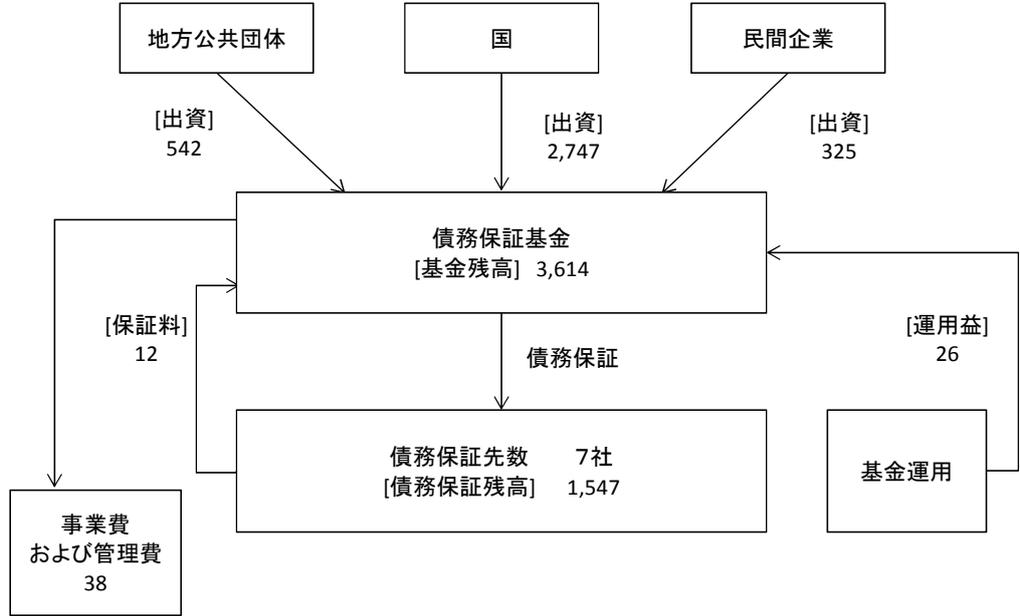
	交付決定年度	単位	交付決定額	支出年度				
				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度以降
補助等に関する 交付決定実績 (単位：百万円)	25年度実績 (下段：当初見 込み)	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -	- : -	- : -
		件：金額	- : -	/	/	/	/	/
	26年度実績 (下段：当初見 込み)	件：金額	- : -	/	- : -	- : -	- : -	- : -
		件：金額	- : -	/	/	/	/	/
	27年度実績 (下段：当初見 込み)	件：金額	- : -	/	/	- : -	- : -	- : -
		件：金額	- : -	/	/	/	/	/
28年度見込み	件：金額	- : -	/	/	/	- : -	- : -	
出資実績 (単位：百万円)	実績及び残高	単位	25年度	26年度	27年度	28年度見込み		
	新規出資額 (下段：当初見 込み)	件：金額	- : -	- : -	- : -	/		
		件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
	出資償還金	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
	出資毀損額	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
出資残高	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -			
債務保証実績 (単位：百万円)	実績及び残高	単位	25年度	26年度	27年度	28年度見込み		
	新規債務保証 (下段：当初見 込み)	件：金額	2 : 200	- : -	1 : 100	/		
		件：金額	2 : 200	1 : 200	3 : 640	2 : 450		
	債務保証 終了額	件：金額	1 : 401	1 : 390	2 : 516	1 : 194		
	新規代位弁済	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
債務保証残高	件：金額	11 : 2,353	10 : 1,963	9 : 1,547	10 : 1,803			
貸付実績 (単位：百万円)	実績及び残高	単位	25年度	26年度	27年度	28年度見込み		
	新規貸付 (下段：当初見 込み)	件：金額	- : -	- : -	- : -	/		
		件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
	貸付金回収額	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
	新規貸倒	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -		
貸付残高	件：金額	- : -	- : -	- : -	- : -			

基金方式の必要性	基金事業の類型 (該当するものを選択)	<input checked="" type="checkbox"/> ①法律の根拠のあるもの <input type="checkbox"/> ②不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業 <input type="checkbox"/> ③資金の回収を見込んで貸付等を行う事業 <input type="checkbox"/> ④事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの <input type="checkbox"/> ⑤その他	左記に該当する理由
	基金方式によらざるを得ない理由	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第17条の1～4及び第19条	
保有割合 (基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)	保有割合は1.46 (平成28年3月末現在)	算出根拠	算出式: 保有割合 = 直近年度末の基金額 / ({債務保証残高(破たん懸念先分を除く。) + 平成28年度に確定見込み又はその確度が高いとされる今後の債務保証見込み額 + 平成29年度に新たに確定見込み又はその確度が高いとされる今後の債務保証見込み額 - 平成29年度末までの債務保証残高減少見込み額} / 5 + 破たん懸念先分の損失引当金 + 裁判係争中の利息 + 事務費 + 返還見込額)
	返還後の保有割合 0.998	上記算出根拠に用いた事業見込みの考え方 積算根拠	債務保証見込み額 直近年度末の基金額(平成27年度末基金残高): 3,614、基金保有額に対する債務保証限度額の倍率: 5倍、債務保証残高(破たん懸念先分を除く。)(平成27年度末保証残高): 597、平成28年度に確定見込み又はその確度が高いとされる今後の債務保証見込み額(平成28年3月末見込): 3,685、平成29年度に新たに確定見込み又はその確度が高いとされる今後の債務保証見込み額(平成28年3月末見込): 2,150、平成29年度までの債務保証減少見込み額: 400、破たん懸念先分の損失引当金(平成28年3月末現在): 950、裁判係争中の利息: 273、事務費等(平成27年度): 38、返還見込額: 1,150
使用見込みの低い基金等の該当の有無	使用見込みの低い基金等の該当の有無 (有 / <input checked="" type="radio"/> 無)		
	【有の場合、該当する理由】	-	
	【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】	-	
基金への拠出時期・額の適切性の点検	【一括交付の場合】 一括交付が必要であった理由	-	
	【分割交付の場合】 追加時期及び金額を決定する際の考え方	-	
基金事業・基金の 造成法人等への 調査・検査等の 実施状況	<p>債務保証の有望候補案件(債務保証見込総額約82億円)のうち、平成28年3月末までの審査の結果、確定(確定見込みを含む。)とされたもの及びその確度が高いとされた具体的な案件のうち、今後3年以内に銀行等による融資が開始される見込みの案件の債務保証見込み額の総額は、平成28年3月末現在で約37億円と見込まれる。また、平成29年度の審査により、新たに確定見込み又はその確度が高いと判断される具体的な案件の債務保証見込み額は、約22億円と見込まれる。また、保証先の産業廃棄物処理業は、その業種柄、脆弱業者が多く、また、融対物件である処分場は担保価値が低いことから、保証先が破綻した場合には、代位弁済を実行しても回収が困難であり、代位弁済の都度基金残高及び保証可能額が減少してしまう仕組みになっていることもあり、その分も見込んだ上で必要額を保有し続ける必要がある。具体的には、損失引当金のうち破たん懸念先分の損失引当金は約9億5千万円であり、この9億5千万円相当分の基金残高も確保しておく必要がある。また、損失引当金約9億5千万円のうち、実質破たん先の債務保証額約6億5千万円の代位弁済については現在裁判中であり、係争が約7年間に及ぶ可能性を考慮すると、その間の利息約2億7千万円を確保しておく必要がある。こうした点を踏まえて試算すると、基金保有割合は1.46となる。</p> <p>なお、基金残高に対して保証金額(保証案件)が多いと、代位弁済のリスクが増え、結果として基金の存続が危ぶまれる事態になりかねないため、平成25年3月に債務保証基金の保証金額の合計額の最高限度を「積立金の合計額の8倍に相当する金額」から「積立金の合計額の5倍に相当する金額」に改めたところである。こうした点も含めた債務保証の対象、保証割合、保証金額等の債務保証のルールは、同財団の業務方法書に規定されている。業務方法書の内容については、環境省との協議の中で取り決められたものとなっており、変更をする場合には環境大臣の認可が必要となる。また、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律では翌年度の事業計画を作成し、環境大臣の認定を受けることが義務付けられており、また、事業の実施状況についても事業報告書の提出を義務付け、環境省において毎年度債務保証事業の実施状況を把握・確認することとしており、その結果を基金シートで公表している。</p> <p>今後も適切な管理・運営がされるよう、実施状況を把握・確認していくこととしているが、本見直しにより、基金保有割合の超過分11億5千万円については、返還を検討する。(返還後の基金保有割合: 0.998)</p>		
対応状況	<p>【事業所管部局】 引き続き、法に基づく事業の着実な実施に努める。</p> <p>【行政事業レビュー推進チーム】 必要額を十分に精査し使用見込みの低いと判断した額については、速やかに国庫へ返納し、適切な基金規模となるようにし、適切な基金の管理・運用に努めること。</p> <p>【対応事項】 今後、必要額を十分に精査し使用見込みの低いと判断した額については、速やかに国庫へ返納し、適切な基金規模となるようにし、適切な基金の管理・運用に努める。</p>		
基金の設置法人等の適格性の点検	選定方法等	-	
	行政事業レビュー推進チームによる点検結果	-	
備考	平成26年10月の補助金適正化法施行令改正を受けて交付要綱を改正。		

※平成27年度実績を記入。

<資金の流れ>

[単位:百万円]
数値は平成28年3月末実績



費目・用途 ("資金の流れ") においてブロック ごとに最大の金額 が支出されている者 について記載する。費目 と用途の双方で 実情が分かるように 記載)	A.(公財)産業廃棄物処理事業振興財団			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	人件費・旅費交通費・会議費他	32				
管理費	賃借料・水道光熱費・火災保険料等	6				
計		38	計		-	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)
1	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	債務補償基金運営事務費	38